

スマート農業実践加速化事業のご案内 (ドローンレンタル機導入支援)

事業者の皆さまへ

- ・下関市では、スマート農業を推進しており、レンタル事業に用いる農業用ドローンの購入を一部支援します。

ドローンレンタル機導入支援

事業の内容

レンタル事業に用いる農業用大型多用途ドローンの購入経費を助成



対象者（事業主体）

農業用大型多用途ドローンのレンタル事業を行う市内の民間事業者

補助の割合

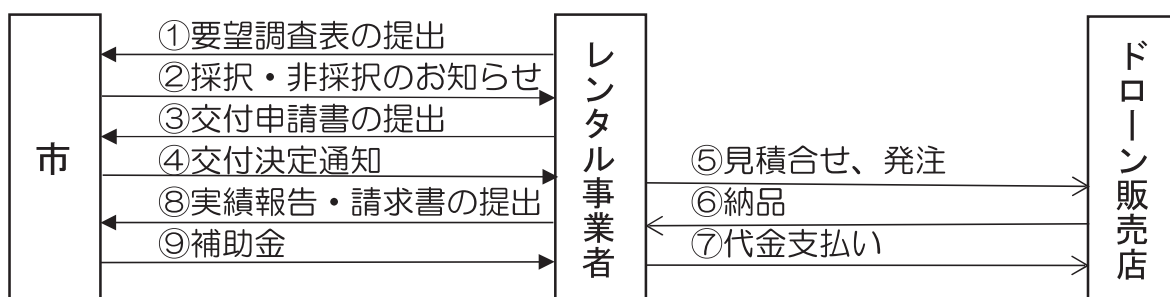
1 / 2以内。1機あたり補助上限額150万円
(千円未満切り捨て)。

留意事項

! レンタル事業に用いる農業用ドローンの利用面積は、10ha以上であること。

1. 市の交付決定通知前に、発注や購入したものは、対象となりません。決定通知後、見積合せをして一番安い販売店から購入することになります。
2. 補助金の交付を希望される方は、下記まで問い合わせの上、令和8年5月29日（金）までに、要望調査表と必要な書類を提出してください。補助金該当の適否は、後日お知らせします。
3. 予算に限りがありますので、すべての要望に応えられない場合や、補助率が1 / 2より下がる場合があります。
4. 原則、令和9年2月末までに納品を済ませてください。
5. 事業実施後3年間は毎年5月末日までに利用実績の報告をする必要があります。市の許可なく廃棄、譲渡、転売した場合、補助金の返還を求められます。

事業の流れ



《事業についての問い合わせ・申込先》

下関市役所

・農業振興課産地振興係 (TEL:083-231-1226 FAX:083-231-1064)